

JSCPA 調査報



2013 年

冬 季号

社団法人
日本年金
数理人会



The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

目次

新着情報

法令・通知・基準改正（2012年9月 - 2012年12月）	3頁
論文・文献その他の情報（2012年9月 - 2012年12月）	5頁

論文・書籍紹介

公開草案 「International Standard of Actuarial Practice, “Valuation of Social Security Programs” (国際アクチュアリー会実務基準 社会保障プログラムの評価)」 2012年10月 International Actuarial Association (国際アクチュアリー会)	8頁
--	----

文献紹介「年金システムの設計」

OECD Pensions at a glance 2011年版 OECD および G20 加盟国の退職後 所得システム(抜粋) パート 第1章	22頁
論文募集について	37頁
ご意見・ご要望について	38頁

©2012 社団法人日本年金数理人会

本資料は日本年金数理人会会員の能力向上のためのものに作成されたものであり、当該目的にのみ使用することが認められます。本資料の記載内容は、当団体が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、确实性を保証するものではありません。法令変更、金融情勢の変化などにより、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料に関する権利は、社団法人日本年金数理人会に帰属し、本資料の一部または全部の無断複写複製を禁じます。

新着情報

法令・通知・基準改正(2012年9月-2012年12月)

法令・通知改正

基礎年金の国庫負担割合及び特例措置による年金額等の水準適正化に伴う改正

関係法令

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)(平成24年11月16日成立・26日公布)

主な内容

- 基礎年金国庫負担2分の1関係
 - ・平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
 - ・平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。
(注) 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(20年度:3分の1 21年度～23年度:2分の1)
(公布日施行)
- 特例水準の解消関係
 - ・世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。
(注) 解消スケジュールは、平成25年10月 1.0%、平成26年4月 1.0%、平成27年4月 0.5%
 - ・これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。
(注) 解消スケジュールは、平成25年10月 0.7%、平成26年4月 0.7%、平成27年4月 0.3%
(平成25年10月1日施行)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

関係法令

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平成24年法律第102号)(平成24年11月16日成立・26日公布)

主な内容

- 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は月額6.25千円))
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

(平成27年10月1日施行)

平成25年1月以降最低責任準備金に付す利率について

関係告示

厚生労働省告示第598号(平成24年12月28日)

主な内容

最低責任準備金を算定する場合の平成25年1月以降の付利率が「2.17%」と決定された。

論文・文献その他の情報(2012年9月-2012年12月)

政府関係

厚生労働省 平成23年度老齢年金受給者実態調査結果(2012年10月29日)

主な内容

国民年金及び厚生年保険の老齢年金受給者について、受給者の生活の中での年金の役割をとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とした調査である。

平成23年11月1日時点における老齢年金受給者を調査対象(但し、岩手県、宮城県、及び福島県は除く。)とし、その中から無作為抽出した約23,000人を調査客体としている。

調査結果の概要は、受給者に関する状況、夫婦世帯に関する状況、及び、単身世帯に関する状況について、各々収入の状況、公的年金の受給状況、支出の状況等について記載されている。

(参照サイト

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001043921&cycleCode=0&requestSender=dsearch)

厚生労働省 高年齢者雇用安定法改正Q & A(2012年11月13日)

主な内容

平成25年4月1日より高年齢者雇用安定法が改正されることに伴い、よくある問い合わせの内容をQ & A形式で紹介されている。

高年齢者雇用安定法の改正内容は、

継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

従前の継続雇用制度の対象者基準の経過措置を設ける等の所要の規定の整備

(参照サイト

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/index.html>)

厚生労働省 平成 24 年(2012 年)9 月末現在 国民年金保険料の納付率 (2012 年 11 月 30 日)

主な内容

現年度分の納付率は、54.4% (対前年同期比 0.9%)、過年度分(22 年度分)の納付率は、63.5% (22 年度末から 4.2 ポイントの伸び)、過年度分(23 年度分)の納付率は、61.0% (23 年度末から 2.4 ポイントの伸び)

(参照サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ppld-att/2r9852000002pppc.pdf>)

論文

“The Role of Funded Pensions in Retirement Income Systems ISSUES FOR THE RUSSIAN FEDERATION(退職年金における積立年金方式の役割～ロシア連邦において)”, OECD 19 Oct 2012

主な内容

本論文では最近のロシア連邦における積立年金方式の発展について考察するとともに退職年金全体の仕組みにおける役割についても考察している。現在の OECD における慣習や政策提言の描写や現在のロシアにおける年金システムとの比較によって、本論文は現在進行中のロシア連邦の年金制度に関する OECD とロシア連邦の議論を容易にしている。

本論文は大部分において現存する OECD の出版物、特に OECD Pensions at a Glance (2011) や OECD Pensions Outlook 2012 の最新版をベースにしている。また、2011 年 12 月に出版された労働と社会政策に関する OECD の考察も参照している。

(参照サイト:

http://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/the-role-of-funded-pensions-in-retirement-income-systems_5k9180xv25xw-en)

“Raising retirement ages and expanding private pension coverage essential (退職年齢の引上げと私的年金の加入率拡大は必須)”, OECD 11 June 2012

主な内容

本論文では、最低保証給付だけでなく、保険会社の余剰積立金の払戻しも受けられるドイツの直接参加型終身年金(PLA)に関する規制上の枠組みについて分析する。とりわけ、株主と保険契約者の間で余剰積立金をシェアする仕組みに焦点を当てる。余剰金を決定、配分および分配するプロセスは、概ね透明性が高く明確なルールに従っていること、ならびに裁量的な意思決定に関する保険会社の経営陣の裁量権が制限されていることを示している。次に、

PLA を販売しているドイツの生命保険会社向けに資産・負債モデルを開発する。このモデルに基づいてモンテカルロ・シミュレーションを実行し、確率的死亡率と資本市場の動向に基づいて給付の変動性と保険会社の安定性を評価した。その結果からは、PLA を通じて、保証された給付が高い確率で提供されると同時に、年金受給者は魅力的な貨幣価値レシオを享受することが示唆されている。さらに、保険料を同額とし、破綻リスクを比較的低い水準に抑えながら、PLA と同じ生涯効用をもたらす確定給付年金を販売することは難しいと思われる。全体的に見ると、組織の死亡率および投資リスクなど、極めて予測が難しく、長期的にはヘッジ困難なリスク・ファクターに対応するためには、参加型終身年金スキームが有効な手段になりそうだ。

(参照サイト:

http://www.oecd.org/document/35/0,3746,en_21571361_44315115_50555875_1_1_1_1,00.html)

論文・書籍紹介

公開草案 「International Standard of Actuarial Practice, “Valuation of Social Security Programs” (国際アクチュアリー会実務基準 社会保障プログラムの評価)」

2012年10月

International Actuarial Association (国際アクチュアリー会)

国際アクチュアリー会は、2012年10月、公開草案「International Standard of Actuarial Practice, “Valuation of Social Security Programs” (国際アクチュアリー会実務基準 社会保障プログラムの評価)」を公表した。国際アクチュアリー会実務基準は、数理基準の設定機関が考慮すべきモデルの1つとして策定されてきているもので、世界中で一貫した数理実務の発展を促進することも意図されている。原文は、下記サイトから参照できる。

http://www.actuaries.org/CTTEES_IASSC/ED_Comments/Social%20Security/ISAP%20Social_Security_Exposure_Draft_12October2012.pdf

以下、国際アクチュアリー会の許可を得て、調査研究委員会が翻訳した公開草案を掲載する。コメントの提出期限は2013年2月28日、コメントの提出先は SS.ISAP.comments@actuaries.org である。(調査研究委員会)

ISAPnn - 社会保障プログラムの評価

2012年10月

本文書には、提案されている *ISAPnn - 社会保障プログラムの評価* の公開草案が記載されています。この草案をそれぞれの協会および国内基準設定機関のメンバーに配布してください。コメント(それぞれの組織またはメンバーからの)がある場合は、Eメールのヘッダーに「ISAPSS」と明記して SS.ISAP.comments@actuaries.org まで送付してください。コメントを提出する場合の好ましいフォーマットは、EメールまたはMS WORD(またはそれに相当するもの)の添付となっています。PDFファイルでコメントを送付することはしないでください。実際の文書をマークアップしたものを提出する場合は、MS WORDの変更履歴機能を有効にし、それぞれの変更案が必要であると考えた理由を示すコメントを記載するようにしてください。

通常はすべてのコメントを、コメントーターの名前を明記して国際アクチュアリー会のウェブサイトに掲載します。しかしながら例外もあり、IAA事務局が正当な理由として認める場合は、リクエストに応じて匿名でコメントをウェブサイトに掲載したり、ウェブサイトへの掲載を差し控えたりする場合があります。

コメントの提出期限は2013年2月28日です。

本文書の公開は、2012年10月にIAAのExecutive Committee（執行委員会）のInterim Actuarial Standards Subcommittee（暫定アクチュアリー基準小委員会）によって承認されました。

序文

[草案メモ - 数理基準の設定機関が本基準を採択する場合、以下のことが必要となる。

1. 本文書中の「ISAP」を、各国の基準の名称に置き換えること。
2. パラグラフ1.8において適切な語句および日付を選択すること。
3. サブパラグラフ3.1.2.aにおいて適切な語句を選択すること。
4. 各国の法律および行動規範との不整合について検討、解決すること。
5. 本序文を削除すること(これらの草案メモを含めて)。

このInternational Standard of Actuarial Practice (ISAP) は、数理基準の設定機関が考慮すべきモデルの1つである。国際アクチュアリー会 (IAA) は、該当する数理基準の設定機関に対し、それぞれの法域のアクチュアリーにとって本 ISAP が重要であると判断した場合は、以下のアプローチの1つをとることを検討するよう奨励する。

- 本 ISAP がカバーしている項目が現行の数理基準に含まれていない場合は、適切な修正を加えた上で本 ISAP を基準として採用する。
- 本 ISAP を、現行の基準を代替する基準として承認する。
- 本 ISAP と実質的に整合するよう現行の基準を修正する。
- 現行の基準が本 ISAP と既に実質的に整合していることを確認する。

このようにして採択された基準(本 ISAP ではなく)は、当該機関によって別途指示される場合(国境を越えた作業に関する場合など)を除き、当該機関が設定する基準の対象となるアクチュアリーに適用される。

本 ISAP を翻訳する場合、採択した機関は、「must」、「should」、「may」の概念が言葉として具体的に示されるような3つの動詞を、たとえそれらが「must」、「should」、「may」を文字どおり翻訳したものではないとしても、選択する必要がある。

本 ISAP は、アクチュアリーが作業の一部または全部を本 ISAP に従って実施したと表明する場合を除き、当該アクチュアリーを拘束するものではない。

本 ISAP は、[年 月]に IAA 理事会によって採択された。

はじめに

本 ISAP は、社会保障プログラム(SSP)に関連して実施される数理業務に適用される。本 ISAP の意図は、ISAP1-General Actuarial Practice の下で許容されると考えられる実務の範囲を絞り込むことにある。ISAP1 の下では許容されないような実務を本 ISAP が許容されると定義している場合は、そのことが明確に記述されている。

この分野の実務については、IAA が以前、IASP1-Guidelines of Actuarial Practice for Social

Security Programs を採択し、2003 年 1 月 1 日に発効している。これはレベル 4 の基準(プラクティスノートとしての効力を持つ)であり、本 ISAP が採択された場合はそれにとって代わられる。

アクチュアリーは長期的な財務予測の策定に関して重要な専門知識を有しているため、SSP の財務分析を行う上でしばしば重要な役割を演じている。公共政策に関する意思決定が数理的な予測に依存しているため、これら SSP の人口統計的および経済的な分析によって SSP の長期的な将来の発展に関する客観的な予測(その本質から不確実なものではあるが)を得ることが重要である。

本 ISAP の意図は、SSP に関して世界中で一貫した数理実務の発展を促進することにもある。

SSP に個別に適用される専門的な基準およびガイドラインはほとんど存在していない。ほとんどの国はこの分野での基準を有しない。こうした点から IAA は、International Social Security Association (ISSA) および International Labour Organization (ILO) のサポートを得て、本 ISAP を公表することとした。

本 ISAP は、とりわけ SSP に関連したアクチュアリーレポートに言及している該当の SSP 関連法制の条文を含め、当該法域における各国の要件を補完することを意図しており、それらの要件に優先して利用すべきものではない。本 ISAP と整合性のある実務は、SSP に数理業務を提供しているアクチュアリーのプロフェッショナリズム、客観性、科学的な厳密さに対する信頼を強化するはずである。

本 ISAP はアクチュアリーに適用するものではあるが、SSP の分析を行う他のプロフェッショナルにとっても役に立つ可能性がある。本 ISAP は、失業や労働関連の事故(職場での負傷など)に関連して支給される給付に主な焦点を当てて書かれたものではない。しかしながら場合によっては、これらのタイプのプログラムに関して専門的な業務を提供するアクチュアリーが本 ISAP を活用できる場面があるかもしれない。

本 ISAP は、SSP に関して実施される数理業務にのみ適用される。SSP が非政府組織(保険会社や労働者補償(労災)委員会など)によって運営されたり、それらの保証を受けたりしている場合、本 ISAP は当該組織の財務報告や負債の計算、保険料や料率の計算、それらに類似した作業などに関連した数理業務には適用されない。

セクション 1. 概要

- 1.1. **目的** - 本 ISAP は、SSP の数理的な評価の実施や、分析に関するレビュー、助言、意見表明を行うアクチュアリーに対してガイダンスを提供する。そのような分析は、対象となる使用者に特に以下の点についての信頼を与える。
- 数理業務がプロフェッショナル性をもって、かつ相当な注意を払いながら実行されていること。
 - その結果がそれぞれのニーズに適合し、明確かつ理解できるように提示され、完全であること。
 - 使用された前提および手法（モデルやモデル化の技術などを含むが、それらに限定されない）が適切に開示されていること。
- 1.2. **範囲** - 本 ISAP は、SSP の数理的な評価の実施、それに関するレビュー、助言、意見表明などを行うアクチュアリーに適用される。
- 1.3. **コンプライアンス** - アクチュアリーが本 ISAP のガイダンスから逸脱しているかもしれないものの、依然として ISAP を遵守していることとなる状況が存在する。
- 1.3.1. 法律によってアクチュアリーに義務が課される場合がある。本 ISAP と矛盾する法律の要件を遵守することは、ISAP からの逸脱ではない。
- 1.3.2. 業務に適用されるアクチュアリーの行動規範が本 ISAP と矛盾する場合がある。本 ISAP と矛盾する行動規範の要件を遵守することは、ISAP からの逸脱ではない。
- 1.3.3. アクチュアリーが、何らかのレポートにおいて、逸脱の性質、根拠、影響に関して適切な言明を行っている場合、当該アクチュアリーは本 ISAP のガイダンスから逸脱しているかもしれないが、依然として ISAP を遵守していることになる。
- 1.4. **適用** - 本 ISAP は、アクチュアリーが数理業務を実施するときに適用される。これらの数理業務を実施しているアクチュアリーは、事業体の従業員、経営陣、役員、社外アドバイザー、監査人、監督当局などのうちの 1 つとして行動する場合がある。
- 1.4.1. 1 人のコンサルティングアクチュアリーが、当該アクチュアリーとは関係のないクライアントに対して数理業務を実施している場合には、本 ISAP の適用は明らかである。
- 1.4.2. 1.4.1. に明記された基準に合致しない一般的なケースが少なくとも 2 つ存在する。
- a. アクチュアリーのチームが数理業務を実施している。
 - b. 1 人のアクチュアリーが関係する当事者（当該アクチュアリーの雇用主や、共通の支配下にあるグループ内の関連事業体など）に対して数理業務を実施している。
- 1.4.3. チームが数理業務を実施している場合、本 ISAP のほとんどのパラグラフは

当該チームのすべてのアクチュアリーに適用される。しかしながらいくつかのパラグラフにおける要件は、チームのすべてのアクチュアリーが個々に満たす必要はない（3.4.、4.2.など）。そのようなパラグラフについては、チームの各アクチュアリーは、それが当該アクチュアリーの作業に関連している場合、当該要件の遵守に責任を有するチームのメンバーを明らかにし、他のチーム・メンバーがその責任を引き受けることを確認する必要がある。

1.4.4. アクチュアリーが関係する当事者に対して数理業務を実施している場合、当該アクチュアリーは、通常の企業またはパートナーシップの実務に関する文脈の中で本 ISAP を解釈する必要があるが、本 ISAP の一般原則には従う必要がある。

a. アクチュアリーは、依頼人の期待を考慮する必要がある。これらの期待には、アクチュアリーレポートにおいて他の場合には必要となる内容の一部を省略することが適切となる場合があることを示唆するものもあるかもしれない。しかしながらレポートの内容を制限することは、当該レポートまたは当該レポート内の所見が広く配布される可能性がある場合には適切ではないかもしれない。

b. ある内容をレポートに含めることが不要または不適切であるような状況だとアクチュアリーが考える場合、当該アクチュアリーはこれらの状況について記述し、レポートの内容を制限することの根拠を示す用意をしておく必要がある（当数理業務を管轄しているアクチュアリーの職能団体によって問題を提起された場合）。

1.5. 合理的な判断 - アクチュアリーは、本 ISAP を適用するにあたって合理的な判断を行う必要がある。

1.5.1. 以下を考慮した判断は合理的である。

- a. ISAP の精神および意図
- b. 任務の種類
- c. 時間およびリソースに関する適切な制約

1.5.2. 特にアクチュアリーは、通常かなりの厳格さが求められる法定の、監督上のあるいは財務報告の任務において合理的な判断を行うよう注意する必要がある。

ISAP によって求められる判断はいずれも（暗示的な判断を含む）別途明記されている場合を除き、当該アクチュアリーのプロフェッショナルな判断であることが意図されている。

1.6. 用語

1.6.1. すべての ISAP で使われている用語のいくつかは、アクチュアリーの判断と

いう文脈において非常に特有の方法で解釈するよう意図されている。特に以下の動詞については、示された行動や反応を伝えるものとして理解する必要がある。

- a. 「Must」は示された行動が義務であり、その示された行動に従わない場合、本 ISAP からの逸脱となることを意味している。
- b. 「Should」(または「Shall」)は、通常の状況においてはアクチュアリーが示された行動に従うことが期待されるが、そうすることによって、不適切な結果を招いたり、数理業務の対象となる使用者を誤解させる可能性がある場合にはその限りではないことを意味している。示された行動に従わない場合、アクチュアリーはその事実を開示し、示された行動に従わない理由を示す必要がある。
- c. 「May」は、示された行動が義務ではなく、また必ずしも期待されているものでもないが、一定の状況ではおそらくは他の選択肢に比べて適切な行動となることを意味している。「might」は may の同義語としてではなく、通常の意味で使われている。

1.6.2. 本文書では、セクション 2 で正確な意味を定義している様々な語句を使用している。これらの語句には点線の下線が引かれ、青字で表示されている。また定義にハイパーリンクが設定されている(例、actuary)。

- 1.7. **相互参照** - 本 ISAP が他の文書の内容に言及している場合、その参照は本 ISAP の表紙ページに示された採択日時点で有効な文書に関連したものとなる。参照対象文書は、採択日以降に修正、変更、破棄、差し替えされる場合がある。そのような場合、アクチュアリーはその修正が本 ISAP のガイダンスにどの程度適用でき、また適切なものであるかを考慮する必要がある。
- 1.8. **発効日** - 本 ISAP は、[日付]以降に { 実施された数理業務/開始された数理業務/発生した事象に関連して実施された数理業務 }¹ について有効である。

¹ 語句の選択および日付の挿入は、本 ISAP を採択または承認する基準設定機関が行う。

セクション 2. 定義

本 ISAP において各用語は以下に定義された意味で使用される。

- 2.1. **数理業務 (Actuarial Services)** - 数理的な考察に基づき**対象となる使用者**に提供される業務であり、助言、推奨、所見、意見の提示が含まれる。
- 2.2. **アクチュアリー (Actuary)** - IAA の加盟団体の 1 つに所属する個人メンバー。
- 2.3. **採択日 (Adoption Date)** - 本 ISAP を最終文書として IAA 理事会が採択した日付。
- 2.4. **コミュニケーション (Communication)** - 数理業務に関してアクチュアリーが公表または作成した声明 (口頭によるものを含む)。
- 2.5. **IAA** - 国際アクチュアリー会
- 2.6. **独立専門家レビュー (Independent Expert Review)** - (i) 数理的な評価で使用されている前提が個別としても全体的にも合理的な範囲内にあるかどうか、および (ii) 評価の結果が合理的な範囲内にあるかどうか、についての意見。この文脈での「独立」は、SSP の評価に経験を有するアクチュアリーのうち、以下の条件を満たす者を意味する。
 - a. 当該レポートの作成に関与していない。
 - b. 当該 SSP またはそのスポンサー機関によって雇用されていない。

この文脈では、独立専門家レビューの実施について SSP と契約しているアクチュアリーまたは組織は、雇用されているとは見なされない。
- 2.7. **対象となる使用者 (Intended User)** - アクチュアリーが数理業務の実施時点で当該レポートを使用すると想定していた法人または自然人。
- 2.8. **法律 (Law)** - 適用される法律、法令、規制、その他拘束力のある権限 (たとえば会計基準、実質的に拘束力を持つ規制ガイダンスなど)。
- 2.9. **意見 (Opinion)** - アクチュアリーによって表明され、対象となる使用者から信頼されることを当該アクチュアリーが想定している意見。
- 2.10. **レポート (Report)** - 数理業務の結果の一部または全部を示す、対象となる使用者に対するアクチュアリーのコミュニケーションであって、あらゆる記録媒体による形態がある。書類、ワープロまたはスプレッドシートのファイル、E メール、ウェブサイト、スライド・プレゼンテーション、音声または映像による記録を含むが、これらに限定されない。
- 2.11. **レポート日 (Report Date)** - アクチュアリーが実質的にレポートを完成させた日。通常は評価日の後となる。
- 2.12. **社会保障プログラム (Social Security Programs (SSPs))** - 以下のすべての属性を持つプログラムであって、その資金調達や運営の方法は問わない。
 - 2.12.1. 人口の (全部ではなくとも) 幅広い部分をカバーし、しばしば強制または自動加入となっている。
 - 2.12.2. 給付や資金調達方法を含めて、法令によってプログラムが規定されている。

2.12.3. プログラムは最終的に政府または政府の部局に対して責任を負っている。

2.12.4 プログラムの給付については以下のとおりである。

- a. 一般的には、高齢、退職、死亡、障害、遺族を含む、1 つまたは複数の偶発的な事象や状況に対して支払いや給付がなされる。
- b. 貧困に関連した条件付現金給付。
- c. 普遍的な社会給付。

2.13. 後発事象 (Subsequent Event) - 評価日以降で、数理業務の結果に関するアクチュアリーによるコミュニケーションが実施される以前に、当該アクチュアリーが認識した事象。

2.14. 評価 (Valuation) - SSP に関する正式の分析であり、時間価値の割引時点、キャッシュフローおよび関連するファンド価額の予測、掛金率などの提示が含まれる。

2.15. 評価日 (Valuation Date) - アクチュアリーが SSP を分析した日。通常はレポート日より前になる。

セクション 3. 適切な実務

3.1. **SSP のすべての関連する特徴および法律の検討** - アクチュアリーは、SSP のすべての関連する特徴および現行の法律を考慮する必要がある。アクチュアリーはまた、一定の給付または財務的指標（将来の年金支払いの物価スライド制のベースなど）に関する法律が存在しない場合は、確立されている実務（実際的な場合）を考慮に入れる必要がある。新たに創設された、または大きな変更がなされた SSP の場合は、SSP のスポンサーが明示した意図や他の類似の SSP における同様の経験値を考慮に入れる必要がある。

3.2. **データ** - アクチュアリーは以下のデータを使用することを検討する必要がある。

- a. 出生率、死亡率（平均余命）、疾病率、移住などの変数に関する全国統計（そのようなデータが全国ベースで入手できない場合、アクチュアリーは適用可能なより広い地域の情報を考慮することができるかもしれないし、それに関連した国際機関による信頼できる統計に頼ることが必要な場合もあるかもしれない）
- b. 当該 SSP および当該地域における人口統計上の状況および経験値（可能な場合）
- c. 経済的な経験値、労働市場の動向、インフレ率。
- d. 拠出金、投資収益、資産など SSP の財務的属性。
- e. SSP の給付および求償（可能な場合）
- f. SSP の拠出者および受益者の数およびクラス。
- g. カバーされる給与および過去勤務クレジット。
- h. 家族に関する統計（家計調査を含む）

3.3 **前提** - アクチュアリーは、SSP の財務評価において現実的で最善に見積もられた前提を使用する必要がある。最善に見積もられた前提とは、結果として得られる SSP の経験値に関する予測が、債務の大幅な過小評価または過大評価にはならないとアクチュアリーが見込むものである。アクチュアリーが何らかの理由により前提にマージンを含めた場合、その旨をレポートで明確かつ適切に開示する必要がある。アクチュアリーは、そうすることが SSP の財務状況の分析および伝達に役立つ場合、高いコスト予測や低いコスト予測をもたらすような他の前提をベースにした予測を分析の中に含めることができる。

アクチュアリーは、入手可能なデータが許す範囲において、経験値のトレンドが一定の前提の設定と関連性があるかどうかを判断するために、経験値分析を実施する必要がある。

アクチュアリーは、分析の期間（75 年以上となる場合がある）を反映するような前提を選択する必要がある。アクチュアリーは、予測に際し異なる時間間隔に対して異なる前提を選択するかもしれない（この一般的な手法としては、最初の「n」年間の予測に関するモデルの前提のベースとしては最近の経験値を使用し、最終的な変数の前提にはより長期のトレンドを使用するという手法がある（選択終局））。

SSP の財務予測に関するモデルの変数および前提を選択するにあたって、アクチュアリーは SSP における自動均衡化メカニズムの存在を考慮に入れる必要がある。SSP は一部の变数（平均余命など）の分散からの「免疫性」を備える場合があるからである。

経験値データが存在しないような新たに導入された SSP の給付スキームでは、アクチュアリーは信頼できるデータが入手可能になるまで、調査やアンケートを通じてカバー対象見込みグループのリスク特性を調査するかもしれない。あるいはアクチュアリーは他の SSP や他の国の関連する経験値を参照して前提を設定するかもしれない。

この場合アクチュアリーは、評価が極めて限定的なデータ（そしておそらくは実際の SSP の加入者には関連性のないデータ）に基づいたものであることについて、対象となる使用者の注意を喚起する必要がある。したがって分析のためのデータがより多い長期にわたって確立されたプログラムにおける場合よりも、頻繁に（おそらく年に 1 回）評価を実施する必要がある。

アクチュアリーは、パラグラフ 4.2.b に示される前提についてコメントする必要がある。

3.4. バランスシートの手法 - アクチュアリーは適宜、使用している資金調達アプローチを主なベースとして、SSP のバランスシートを作成するための手法を選択する必要がある。

3.4.1. 完全積立方式の SSP（既発生債務に対する資金調達が加入者の勤務年数にわたって行われることが意図されている）の場合、バランスシートは閉鎖型加入者集団アプローチを使用して作成する必要があり、その場合、将来の発生給付額の有無にかかわらず現在の加入者だけが考慮される。

3.4.2. 賦課方式または部分積立方式の SSP についてバランスシートを作成する場合、開放型集団アプローチを使用して作成する必要があり、その場合、現在および将来両方の加入者の拠出と給付が考慮される。

3.4.3. 法律により、場合に応じてセクション 3.4.1 または 3.4.2 のいずれにも相当しないバランスシートの作成アプローチを採用することが義務付けられている場合、アクチュアリーは当該プログラムに義務付けられているアプローチによる影響を対象となる使用者に伝達する必要がある。

3.5. 他の職業の専門家による作業への依拠 - アクチュアリーは、他の職業の専門家への依拠に関して、*ISAPI - General Actuarial Practice* のガイダンスに従う必要がある。

3.6. 独立専門家によるレビュー - 独立専門家によるレビューを実施する場合、

3.6.1. 評価を行うアクチュアリーは、レビューを実施するアクチュアリーに協力し、求められた資料を提供し、必要に応じてデータ、手法、前提、その他の要因についてレビューを実施するアクチュアリーと議論することができ

るようしておく必要がある。

3.6.2. レビューを実施するアクチュアリーは、レビューの実施にあたり本基準のガイダンスを遵守する必要がある。

3.7. **前提および手法に関する責任** - アクチュアリーは、前提および手法に関する責任、ならびにそれについてのアクチュアリーの意見の開示に関して、*ISAPI - General Actuarial Practice* のガイダンスに従う必要がある。

セクション 4. コミュニケーション

4.1. SSP の評価レポートに記載すべき特定の情報 - 本セクションは特に SSP の財務状況の予測に関するレポートに適用される。ISAPI - General Actuarial Practice は、様々なレポートにおいて有益な情報をカバーしている。本セクションは ISAPI - General Actuarial Practice への追加として読まれ適用されることを意図している。アクチュアリーは、SSP 評価レポートに以下の情報を含める必要がある（また追加的な情報を含めることもできる）。

- 4.1.1. 以下に関連した SSP の条項についての説明
 - a. カバレッジ。
 - b. SSP の性質。例：確定給付型、確定拠出型。
 - c. 資金調達アプローチ。例：賦課方式、部分積立方式、完全積立方式。
 - d. 資金源。例：労働者または雇用主の拠出金、政府収入からの移転、法定または契約による掛金率を含む。
 - e. 給付条項。例：算定式、金額、制限、資格条件。
- 4.1.2. 主な日付
 - a. 評価日。
 - b. レポート日。
 - c. 関連するすべての情報が考慮に入れられた日付とレポート日が異なっている場合は、その日付。
- 4.1.3. 手法、データ、前提に関するセクション
 - a. 手法の説明。
 - b. 死亡率（寿命）、疾病率、出生率、移住、失業率など重要な人口統計的な前提。
 - c. 重要な過去の人口統計的なデータ。
 - i. 人口統計上特徴的なグループ別の適格者および受益者の人口。
 - ii. 従属人口指数。
 - iii. 年齢層および男女別の給与所得、またそれらの平均値。
 - iv. 年齢層および男女別の保険料算定所得、またそれらの平均値。
 - v. カバー対象の支払給与総額および総従業員数。
 - d. インフレ率、経済成長率、投資収益（ある場合）などの重要な経済的なデータおよび前提。
 - e. 複数の前提間の相互依存性の程度（ある場合）。
 - f. SSP の評価の前提のベースとして使用したデータに関する統計およびサマリー。
 - g. 使用したデータのソース、質、妥当性。
- 4.1.4. 結果および所見に関するセクション

- a. いくつかの将来時点における重要な人口統計値についての予測
 - i. 人口統計上特徴的なグループ別の適格者および受益者の人口、また総人口に対するこれらの人口の比率。
 - ii. 従属人口指数。
 - iii. 年齢層および男女別の給与所得、またそれらの平均値。
 - iv. 年齢層および男女別の保険料算定所得、またそれらの平均値。
 - v. 年齢層および男女別の労働力率。
 - vi. カバー対象の支払給与総額および総従業員数。
 - b. 直近および将来のキャッシュフローおよびバランスシートの詳細な値を示す財務予測
 - i. 拠出金。
 - ii. 投資収益。
 - iii. その他の収益。
 - iv. 収益合計。
 - v. 給付または求償。
 - vi. 管理費用。
 - vii. 経費合計。
 - viii. 年間の収支（収益から経費を差し引いた値）。
 - ix. 評価日およびその他の代表的な日付時点での数理上の不足および積立率（完全積立方式の年金スキームの場合）。
 - x. 資産や個別勘定の性質。
 - xi. 有形資産や積み立てられた資産の市場価値。
 - xii. 準備金。
 - xiii. 概念的、非金融的、仮想的な資産の価値。

結果は、経済規模や保険料/税金などの1つまたは複数の関連する数量尺度に関連させて表示することができる。
 - c. 費用率（必要に応じて）
 - i. 賦課方式の費用率。
 - ii. 一般平均保険料または部分積立方式の費用率。
 - iii. 完全積立方式の費用率。
 - d. SSP の財務的持続可能性を示すことを目的としたプレゼンテーション（適切な場合）
- 4.1.5. 評価結果の分析に関するセクション（以下の要素を含めることができる）
- a. 前回のレポートからの調整表、ならびに結果の大きな変化についての説明。
 - b. 今後数年間の財務予測（人口の高齢化、SSP の成熟化、SSP の設計や資

金調達における最近の変化の結果によるものなど)のパターンおよびそれによって示唆される事項に関する考察。アクチュアリーは、インフレや経済成長、あるいはその両方との関連で給付がどのように増加または減少していくのか、また予測期間のどの部分でそれが起きるのか、という比較を、より長期のシステムの潜在的な安定性または不安定性の指標として含めることができる。

- c. 何らかの後発事象による影響が大きい場合はその影響。
- d. 1つまたは複数の前提の変化に対する結果の感応度。
- e. レポートの予測で使われている各シナリオの下での自動均衡化メカニズムの効果(ある場合)。ここでいう「効果」には、自動均衡化メカニズムが SSP の主要パラメーター(年金支給開始年齢や給付の決定など)をどのように変化させるのか、および主要パラメーターの変化が受益者に支払われる金額をどのように変化させるのかの両方が含まれる。
- f. SSP の短期、中期、長期の財務的持続可能性についての結論。法律によって資金調達のルールが定められている場合は、その資金調達ルールに十分な注意を払う。
- g. 将来の財務的不安定性をもたらす可能性のある要因(非物価スライド制や経済成長率に遅れをとっている物価スライド制による将来の給付の価値低下、拠出限度の非物価スライド制による将来の拠出不足など)の指摘。
- h. SSP の長期的な財務の安定性を確保するための可能な手段に関する潜在的な推奨。
- i. SSP の給付に組み込まれた何らかのオプションまたは保証が、4.1.4.b に示されたキャッシュフローに与える影響。
- j. 使用される特定の積立方式および対象期間に照らして見た場合の、SSP に用いる負債の資本化価値の計算のためのアプローチの適合性。

4.2. アクチュアリーとしての意見 - アクチュアリーは、以下の事項がどの程度適切か、または適切でないかに関する意見を提示する必要がある。

- a. レポートがベースにしているデータが十分であり信頼できる。
- b. レポートで使われた前提が総合的または個別的に合理的かつ適切である。
- c. 採用されている手法が適切で、健全な数理的な原則と整合している。
- d. 評価に用いられた予測の対象となる期間にわたって SSP が財務的に持続可能である。

アクチュアリーは最後に、適用される各国の実務基準またはこのモデル ISAP に従ってレポートが作成され、アクチュアリーの意見が提示されたことを正式に表明する必要がある。

論文・書籍紹介

論文紹介 「年金システムの設計」

Pensions at a Glance 2011 年版

OECD および G20 加盟国の退職後所得システム（抜粋）パート II 第 1 章

OECD 2011

年金制度については、個別制度のみならず、その全体像、すなわち、「年金制度体系をどう設計するか」という問題も重要である。現在厚生年金基金制度の存廃が議論されているが、年金理論の観点からは、年金制度体系の問題として議論することも重要である。ここでは、OECD の「Pension at a Glance 2011 版」からパート 1 章 年金システムの設計を翻訳して掲載する。なお、パート 2 では、他の指標を用いて各国の年金制度を分析しているが、それらについては、次号で紹介する。
(調査研究委員会)

翻訳の品質および原文との整合性に関する責任は、本翻訳を行った社団法人日本年金数理人会調査研究委員会にある。原文と本翻訳の内容に相違がある場合、原文の内容が優先する。

本セクションにおける 4 つの指標は、OECD 加盟国およびその他の主要国における退職後所得システムの設計を詳細に見ていくためのものである。1 つめの指標は、世界中で見られる様々な種類の退職後所得制度の分類方法を示すものである。このフレームワークを使用して 42 カ国の年金システムの構造を説明している。

他の 3 つの指標は、年金システムのパラメーターおよびルールに関するものである。まず基礎年金、ターゲット年金、最低保証年金の説明で始まり、これらの給付額およびこれらの制度でカバーされている高齢者の割合を示す。次に、所得保障年金である所得比例制度および確定拠出型制度について見ていく。これらの制度における給付額の決定方法や年金システムによってカバーされる所得の範囲などが示される。最後の指標は、「標準」退職および「早期」退職両方についての年金受給資格年齢を示す。また年金システムからの早期退職および定年後退職の取り扱いについても示している。

要旨

退職後所得制度は多様であり、他の多くの制度に関連していることが多い。したがって年金システムおよび様々な退職後所得制度を分類することは困難である。ここで使われる年金制度の分類に使われる方法は 3 階層からなっており、強制加入の階層としては再分配および貯蓄部分からなる 2 階層がある。任意加入の年金は、個人加入であろうと事業主が提供するものでであろうと、3 階部分とする。

制度の分類を示した表は、制度の各部分の役割および目的をベースにしたフレームワー

クである。再分配に関する1階部分は、年金受給者が最低限の生活を送るために、一定の金額を受給できるように設計された部分である。貯蓄に関する2階部分は、退職後も現役時に匹敵するような生活水準を送ることができるように設計された部分である。これらの階層においては、(公的または私的)制度提供者や給付額の決定方法によって制度は更に分類される。このPensions at a Glanceでは、年金システムにおけるこれらの強制加入制度に主な焦点を当てているが、任意加入の私的制度についても多くの情報を提供する。

このフレームワークを使った各国制度の構造を表に示している。高齢者の貧困防止を目的とした1階部分である再分配制度は公的部門によって提供され、主に3つのタイプがある。

資力テスト付きプランまたは**ターゲット年金プラン**では、貧しい年金受給者への給付額を多くし、裕福な者への給付額を削減する。このプランにおける給付額は、他の収入源による所得、若しくは所得および資産の額、によって左右される。すべての国がこのタイプの一般的な社会的セーフティーネットを備えているが、キャリアの中断が多かった少数の高齢者のみをカバーしている場合もある。表ではすべての国にこの制度を採用している旨のマークが付いている訳ではなく、OECD加盟国でマークが付いているのは12カ国のみである。これらの国では、低所得(平均の30%)のフルキャリア労働者(一定の勤続年数を経た定年退職者)がこのプランにおける受給資格者となる。

基礎年金プランでは、均一レートによる給付額(すべての退職者に同一の金額)が支払われるか、或いは、過去の所得ではなく勤務年数のみによって給付額が決定されるかのいずれかである。追加的な退職後所得は受給資格に影響を及ぼさない。OECDではおよそ13カ国が基礎年金プランまたは同じような効果を有する他の制度を備えている。

資力テスト付きプランと多くの特徴を共有する**最低保証年金**は、18のOECD加盟国で見られる。受給額は年金所得のみが考慮され、資力テスト付きプランとは異なり、貯蓄などからの所得による影響は受けない。ベルギーや英国などの所得比例制度における最低クレジットも同じような効果を有しており、非常に収入の少ない労働者への給付額は、収入がより高かったと見なして計算される。

強制加入の2階部分を備えていないOECD加盟国はアイルランドとニュージーランドのみである。他の32カ国においては以下の4種類のいずれかのスキームが存在している。

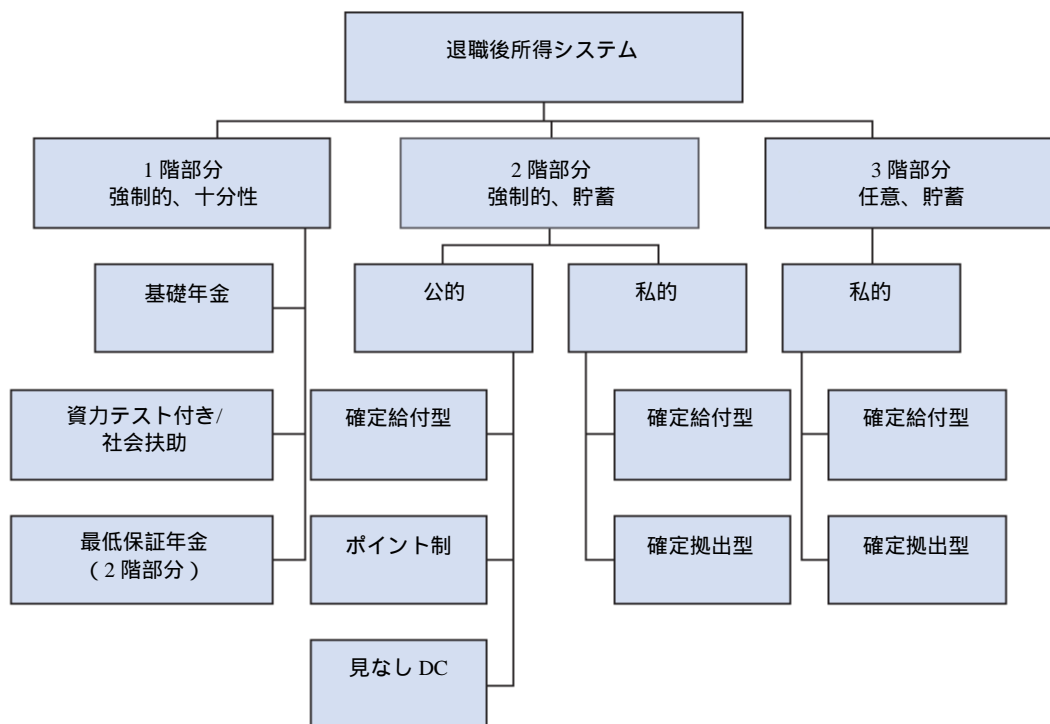
確定給付型(DB)プランは、18のOECD加盟国で公的部門によって提供されている。私的(職域)制度では、3つのOECD加盟国(アイスランド、オランダ、スイス)で強制加入または準強制加入となっている。退職後所得は、拠出年数および個々の収入によって決まる。

4つのOECD加盟国で**ポイント制**のプランが存在している。フランスの職域制度(公的部門が運営)とエストニア、ドイツ、スロバキアの公的制度である。労働者は各年の収入に基づいて年金ポイントを獲得し、退職時に年金ポイントの合計に年金ポイント値(単価)を乗じ、標準年金支払額に換算する。

確定拠出型（DC）プランは、11 の OECD 加盟国で加入が義務付けられている。これらの制度では、拠出金が個人別勘定に入り、拠出金元本と投資リターンの累計が退職時に年金額に換算されるのが一般的である。デンマークとスウェーデンには、小規模な強制加入プランに加えて準強制加入である職域 DC 制度が存在している。

4 つの OECD 加盟国（イタリア、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン）には、**見なし DC** スキームが存在している。これらは個人別勘定に拠出額を記録し、その残高にリターン率を乗じる。運営機関の帳簿上にしか残高が存在していないという意味で、「見なし」と呼ばれる。退職時に、累計された見なし勘定が平均余命をベースにした公式を使って年金額に換算される。確定拠出型制度をまねて設計されていることから、しばしば見なし確定拠出型プラン（NDC）とも呼ばれる。

分類：様々なタイプの退職後所得制度



注：分類の問題に関する更に詳細な議論については、OECD（2005）Pensions at a Glance の第 1 章：OECD 加盟国の公共政策および OECD（2004）私的年金に関する OECD の分類および用語集を参照。

StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888932370778>

退職後所得制度の構造

OECD 加盟国	公的			公的 タイプ	私的 タイプ	OECD 加盟国 (続き)	公的			公的 タイプ	私的 タイプ
	資力テスト 付き	基礎	最低 保証				資力テスト 付き	基礎	最低 保証		
オーストラリア	✓				DC	ニュージーランド			✓		
オーストリア				DB		ノルウェー			✓	NDC	DC
ベルギー	✓		✓	DB		ポーランド			✓	NDC	DC
カナダ	✓	✓		DB		ポルトガル			✓	DB	
チリ	✓		✓		DC	スロバキア共和国			✓	ポイント制	DC
チェコ共和国		✓	✓	DB		スロベニア			✓	DB	
デンマーク	✓	✓			DC	スペイン			✓	DB	
エストニア		✓		ポイント制	DC	スウェーデン			✓	NDC	DC
フィンランド			✓	DB		スイス	✓		✓	DB	DB
フランス			✓	DB + ポイント制		トルコ			✓	DB	
ドイツ	✓			ポイント制		英国	✓	✓	✓	DB	
ギリシャ			✓	DB		米国				DB	
ハンガリー				DB	DC						
アイスランド	✓	✓			DB	その他の主要国					
アイルランド		✓				アルゼンチン			✓	DB	
イスラエル		✓			DC	ブラジル				DB	
イタリア	✓			NDC		中国			✓	NDC/DC	
日本		✓		DB		インド				DB + DC	
韓国	✓	✓		DB		インドネシア				DC	
ルクセンブルグ	✓	✓	✓	DB		ロシア連邦			✓	NDC	DC
メキシコ			✓		DC	サウジアラビア				DB	
オランダ		✓			DB	南アフリカ	✓				

注：アイスランドとスイスでは、強制加入の職域プランについて累計額を年金に換算するための掛金率、最低リターン率、年金給付率を政府が設定している。したがってこれらの制度は事実上確定給付型である。

DB=確定給付型、DC=確定拠出型、NDC=見なし掛金建て型。

出所：本レポートパート III の「国別プロフィール」を参照。

要旨

高齢者の所得の十分性を確保することを目的とした退職後所得プログラムは、OECD による年金システムの分類方法の 1 階部分を構成しており、その分類については国家の年金制度の構造に関する指標の説明の中で示されている。

セーフティーネットとしての退職後所得の給付額は、平均で経済社会全体における中位所得の 21.6% の水準に達する。11 カ国で、このセーフティーネットの水準を上回る最低保証年金が提供されている。フルキャリア労働者の場合、これらの拠出制最低保証年金を含む平均退職後所得は、経済社会全体における中位所得の 24.4% に達する。

平均では高齢者のおよそ 3 分の 1 が、基礎年金、ターゲット年金（セーフティネット年金）、最低保証年金のいずれかの給付を受給している。

老齢期において最低限の生活を送るのに足る退職後所得を支給する方法として、OECD 諸国では主に 3 つの方法が採用されている。以下の表の左側は、異なるタイプのスキームから支給される給付額についてそれぞれの水準を示している。金額は、本レポートのパート III における各国に関する詳細な情報と直接関連付けられるように各国通貨による絶対額で表示されている。給付額は、各国間で比較できるように、相対的な割合（経済社会全体の中位所得に対する割合）による表示もしてある。（パート II.5 における「所得：平均および分布」における指標を参照）

表中の給付額は一人当たりの額である。いくつかのケース、通常は拠出制の最低保証年金においては、夫婦の二人ともが個別にそれぞれの給付を受給することになる。その他のケース、特に生活保護的なターゲット年金においては、夫婦を 1 つの単位として査定対象とし、二人で受け取る金額は、一人の場合の 2 倍に満たないことがある。（パート II.2 における「年金の所得代替率：夫婦」における指標を参照）

多くの国では複数の制度が混在しているため、給付額の分析は複雑になる。いくつかのケースでは、それぞれの制度からの給付は加算的である。他方、複数の制度間で調整が加えられるケースもある。その 2 つのケースについての給付額を下段左側の表にまとめている。濃色のバーは、非拠出制給付の合計額を表している。これは、最低限のセーフティーネットとしての所得の絶対額と見ることができる。淡色のバーは、拠出制の最低保証給付である。ここでの受給額は、労働者が 20 歳から各国の標準的な年金受給開始年齢に達するまで毎年拠出した場合の最大額である。この金額は低収入のフルキャリア労働者が受給する最低限の所得と看做することができる。

表中の 20 カ国においては、非拠出制給付のみがある。このグループには、オランダやニュージーランドのような、基礎年金に居住確認が付く制度を有する国が含まれる。カナダ、デンマーク、アイスランドでは、給付額は基礎年金給付と資力テスト付き給付を組み合わせたものとなっている。（この 20 カ国の）最後にオーストリア、フィンランド、ドイツ、

イタリア、米国などでは、非拠出制給付は社会扶助を含む資力テスト付きの制度に限定される。

表中の別の 11 カ国はより複雑である。所得水準が低い場合にはセーフティーネットとしての所得となり、より高い所得水準では拠出制の最低保証年金となることがある。たとえばアイルランドや韓国では、拠出制の基礎年金が資力テスト付き制度の給付水準を上回っている。ギリシャ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコでは、拠出制の最低保証年金がセーフティーネットの給付水準を大幅に上回る水準に設定されている。

全体としては、非拠出制給付の平均は経済社会全体における中位所得の 21.6% の水準に達し、拠出制給付の平均は 24.5% に達する。

カバレッジ(対象)

65 歳以上で 1 階部分の給付を受けている人の割合が、上段の表の右側 2 列および下段の右側の表に示されている。対象データは、非拠出制のセーフティーネット給付と拠出制の最低保証年金のみである。これらの給付の重要度は(国によって)非常に大きな違いがある。たとえばギリシャでは、高齢者の約 60% が拠出制の最低保証年金の対象となっており、更に 19% がセーフティーネット給付の対象である。また、ポルトガルではいずれの制度についてもその割合がギリシャを僅かながら下回っている。オーストラリアでは 80% 近く、デンマークでは 70% 近くが資力テスト付き(セーフティーネット)制度からなんらかの支払いを受けている。フィンランド、フランス、スウェーデンにおいては、拠出制の最低保証年金が最も重要度が高く、退職者の 35% ~ 55% が対象となっている。

逆にドイツと日本では、セーフティーネット給付を受け取っている年金受給者は 2% 以下となっている。同じことがチェコとスロバキアにも言えるが、現在の年金受給者の多くが拠出制最低保証年金を受給しており、セーフティーネット給付の対象となっている人の割合に関するデータは入手できていない。

基礎、目標、最低保証の各年金

	相対的な給付額 (平均収入に対する割合: %)			絶対額 (1 年当たりの各国の通貨単位)			カバレッジ(65 歳以上の受給者の割合: %)	相対的な給付額 (平均収入に対する割合: %)			絶対額 (1 年当たりの各国の通貨単位)			カバレッジ(65 歳以上の受給者の割合: %)		
	基礎	目標	最低保証	基礎	目標	最低保証		基礎	目標	最低保証	基礎	目標	最低保証			
オーストラリア	23.7			14 313			78	日本	15.8	19.4	792 100	969 810		2		
オーストリア	26.9			10 458			11	韓国	7.1	3.0	2 363 760	1 008 000		60		
ベルギー	26.5	28.5		10 533	11 331		5	ルクセンブルグ	9.3	28.5	4 500	13 764	17 232	1		
カナダ	14.2	17.9		6 082	7 677		34	メキシコ		28.7		21 836		n.a.		
チリ		15.4	14.4	900 000	840 000		-40-	オランダ	29.2		12 718					
チェコ共和国	8.3	13.7	11.7	22 750	37 512	31 990	1	n.a.	ニュージーランド	38.7		18 084				
デンマーク	17.0	17.1		61 152	61 560		68	ノルウェー		31.4		138 216		29		
エストニア	12.4	14.2		19 150	21 938		6	ポランド	17.0	22.6	5 724	7 635		12		
フィンランド		18.0		6 702			2	53	ポルトガル	13.6	27.1	2 183	4 366		17	
フランス		23.1	23.3	7 537	7 624		5	36	スロバキア共和国	24.7		65 293		1		
ドイツ		20.3		8 424			2	60	スロベニア	32.1	13.8	5 066	2 173		22	
ギリシャ		11.5	28.6	2 760	6 843		19	60	スペイン	17.0	27.4	3 941	6 368		7	
ハンガリー			14.6		342 000		<1	2	スウェーデン	16.3	24.8	57 432	87 330		1	
アイスランド	7.6	23.9		308 400	973 200		n.a.	28	スイス	24.4	17.8	18 140	13 260		12	
アイルランド	29.0	27.5		11 835	11 236		28	28	トルコ	5.9	38.2	1 113	7 194		-22-	
イスラエル	13.0	22.6		14 557	25 409		n.a.	5	32	英国	14.0	19.2	4 716	6 451	3 528	23
イタリア	20.2	19.9		5 311	5 234		5	32	米国	19.0		7 644			7	

注: カバレッジのデータは入手可能な直近の年のもの。

n.a.: データが入手できない。

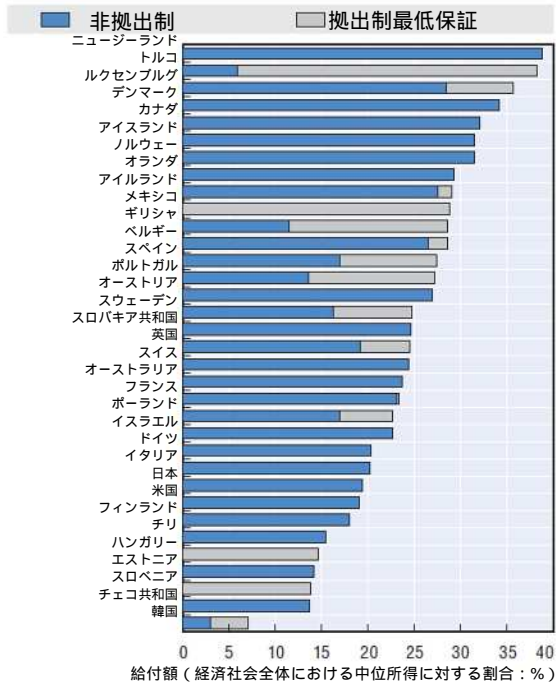
空白のセルは該当なしであることを示している。

チリとトルコのカバレッジ・データは異なるプログラムで構成されている。

出所: 給付額はパート III の国別プロファイルから。給付カバレッジのデータは各国の当局、欧州連合、社会政策委員会(2006 年)「高齢者向けの最低保証所得の給付および退職後の十分性への拠出」、特別年金調査、ブリュッセル、Pearson および Whitehouse(2009 年)、「高所得国における社会年金」R.Holzmann および N.Takayama(編者)カバレッジ・ギャップの解消: 社会年金の役割、世界銀行、ワシントン DC。StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888932370797>

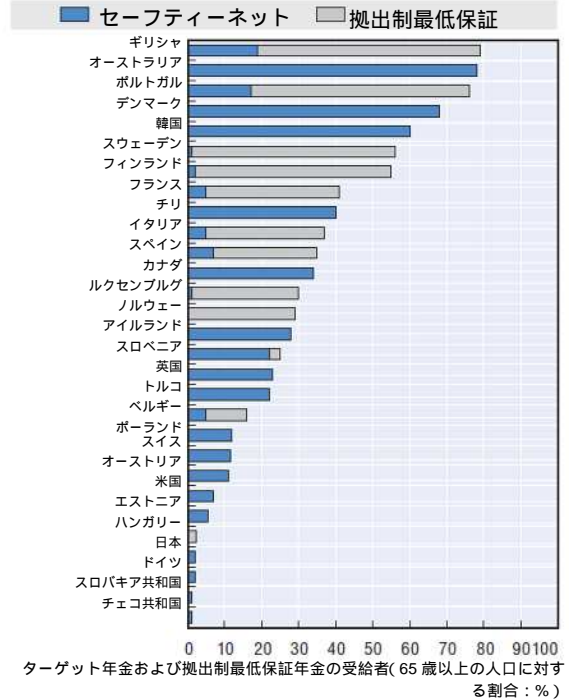
基礎年金、ターゲット年金、
最低保証年金の各給付金額

経済社会全体における中位所得に対する割合 (%)



ターゲット年金 (セーフティーネット)、
最低保証年金の対象

65 歳以上に対する割合 (%)



要旨

OECD による退職後所得給付の分類方法における 2 階部分は所得保障年金から成っている。ここでは、これらの制度において受給額を決定する主なパラメーターおよび方法を示す。なお、既に法制化された年金改革による長期的な影響も反映している。

所得比例制は、確定給付型 (DB)、ポイント制、見なし DC (NDC) という 3 つのタイプに分けることができる。**給付発生率**は、加入期間 1 年ごとに給付額が積み上げられていく率である。給付発生率は、年金制度によって「カバー」される収入に対する割合としての意味をもつ。

ポイント制の場合、実質的な給付発生率は、年金ポイントの価値とコストの比率として計算される。見なし DC では、実質的な給付発生率はポイント制と同様の方法で計算され、掛金率、見なし金利、年金換算率などに左右される。

所得比例制 (3 つのタイプのいずれか) を持つ国のうち半分弱では、給付発生率は「直線的」になっている。それ以外の国では、加入期間中の各年に獲得される給付額は、個人の収入、年齢、拠出年数などによって変化する。

給付発生率が収入によって変動する7つのケースのうち、チェコ、ポルトガル、スイス、米国の公的年金において率は「累進的」に変動する。収入が低いほど所得代替率が高くなる。英国では給付発生率がU字型になっており、低所得で最も高く、次第に低くなって、その後再び高くなる。フランスとスウェーデンの職域年金は公的制度による再分配を相殺するよう設計されており、公的制度における上限を超える部分は収入が高いほど所得代替率が高くなっている。スイスの職域年金とフィンランド（の公的制度）では、給付発生率は年齢とともに上昇する。

給付発生率が勤務年数によって変動する国が2カ国ある。ルクセンブルグでは拠出期間が長いほど上昇し、スペインでは逆に加入後最初の数年間が最も高くその後低下していく。

給付額の計算に使われる**基準給与**にも違いがある。約20のOECD加盟国では給付額計算に全期間の収入を使っており、カナダ、チェコ、米国ではキャリアの大部分を占める期間（30～35年）の収入が使われている。ギリシャとスペインでは給付額計算に最終給与が使われ、フランスの公的給付は最も収入の高かった25年間の収入を基礎とする。

基準給与と密接に関連しているのが過去所得の**再評価**であり、ここでは年金受給権の発生時とその請求（裁定）時の間での生活水準の変化が考慮されるよう過去の収入に調整が加えられる（退職前インデクセーションと呼ばれる場合もある）。給付が最終給与に基づく場合、過去所得の再評価は必要ない。しかしながら、より長い期間の収入がベースになる場合は、年金受給額を（インフレ等から）保護することが必要になる。ポイント制および見なしDCにおける年金ポイントの価値および見なし金利の引き上げはそれぞれ、DBにおける過去所得の再評価に相当する。

最も一般的な調整方法は、平均収入の上昇に合わせて過年度の支払いを再評価することである。ベルギー、フランス、スペインでは物価上昇のみにより収入を再評価している。ただし、スペインでは最後の15年間の給与のみが給付額算定に使用されるため、その影響は比較的小さく、フランスの公的制度で25年間分の給与、ベルギーおよびフランスの職域年金で全期間平均給与を使用することとは対照的である。フィンランド、ポルトガル、トルコでは、物価および賃金の上昇に合わせて、過去の収入を再評価している。

確定拠出型(DC)プランの主要パラメーターは、個別勘定へ拠出する収入の割合である。11カ国の平均**掛金率**は、デンマークおよびスウェーデンの準強制加入のDC型職域年金を含めて、8.3%である。

多くの国では、掛金拠出額や年金給付額の計算に使う収入に制限を設けている。21カ国の公的年金における**上限値**の平均は、公的年金において上限を設けていない4カ国を除いて、経済社会全体における中位所得の185%である。強制加入の私的年金においては上限が高くなるのが一般的である。

インデクセーションとは、年金支払率の引き上げを意味している。物価インデクセーションが最も一般的であるが、6カ国ではインフレと賃金の伸びの組み合わせを見ながら給付率を引き上げている。いくつかの国では累進的なインデクセーションを採用しており、

低い年金額に対する上昇率をより大きくしている。

所得保障年金のパラメーターおよび給付額算定方法


タイプ	所得比例制					DC 型	年金対象収入の上限 (中位所得に対する割合：%)	
	年金給付額確定率 (%)	収入の算定基準	過去所得の再評価	インデクセーション	掛金率 (%)	公的	私的	
オーストラリア	None					9.0		244
オーストリア	DB	1.78	40	w1	d		142	
ベルギー	DB	1.33	L	p	p		118	
カナダ	DB	0.63	b34	w	p [c]		104	
チリ	None					10.0		291
チェコ共和国	DB	0.45 [w] ²	f30	w	33w/67p		None	
デンマーク	None					10.8 ³		
エストニア	ポイント制	1.0	L	w	50w/50p	6.0	None	None
フィンランド	DB	1.5 [a] ⁴	L	80w/20p	20w/80p		None	
フランス	DB/ポイント制	1.75 [w] ^{5,6}	b25/L	p/p	p/p		102/305 ⁷	
ドイツ	ポイント制	1.00	L	w [c]	w [c]		154	
ギリシャ	DB	2.57 ⁵	f5	w ⁸	d		309 ⁹	
ハンガリー	DB	1.22	L	w	50w/50p	8.0	217	217
アイスランド	DB	1.40	L	fr	p			None
アイルランド	None							
イスラエル	None					15.0		100
イタリア	NDC	1.75	L	GDP	p ¹⁰		337	
日本	DB	0.55	L	w	p		149	
韓国	DB	0.89	L	w	p		129	
ルクセンブルグ	DB	1.85 [y] ¹¹	L	w	w		195	
メキシコ	None					6.5 ¹²		623
オランダ	DB	1.75 ¹³	L14	w [c]	w [c]			None
ニュージーランド	None							
ノルウェー	NDC	1.35	L	w	w-0.75	2.0	111	188
ポーランド	NDC	0.67	L	w ¹⁵	p ¹⁵	7.3	250	
ポルトガル	DB	2.25 [w] ²	L	25w/75p	p/GDP ¹⁶		None	
スロバキア共和国	ポイント制	1.25	L	w	50w/50p	9.0	300	
スロベニア	DB	1.81	b18	w (d)	w		157	
スペイン	DB	3.0 [y] ¹⁷	f15	p	p		159	
スウェーデン	NDC	1.21 [w]	L	w	w-1.6 [c]	2.5 + 4.5 ¹⁸	110	110/none ¹⁸
スイス	DB	[w/a]	L	fr	50w/50p		104	104
トルコ	DB	2.00	L	p+30%GDP	p		288	
英国	DB	0.89 [w] ¹⁹	L	w	p		119	
米国	DB	0.91 [w] ²	b35	w ²⁰	p		253	

注：パラメーターは 2008 年についてのものであるが、将来発効するすべての法的な変更が含まれている。たとえばいくつかの国では、給付額を計算するための対象加入期間の延長を予定している。空白のセルは、当該パラメーターが該当しないことを示している。

[a]=年齢によって変動、b=通算対象となる給与等の最も高い年数、[c]=財政的な持続可能性を条件とした過去所得の再評価/インデクセーション、d=任意のインデクセーション、DB=確定給付型、DC=確定拠出型、f=最終年度の年数、fr=固定レートによる過去所得の再評価、GDP=国内総生産の成長率、L=全期間平均、NDC=見なし DC、p=物価に合わせた過去所得再評価/インデクセーション、w=平均収入に合わせた過去所得再評価/インデクセーション、[w]=収入によって変動、[y]=勤務年数によって変動。

1. オーストリア：収入の算定基準の平均化期間の延長に合わせて、過去所得の再評価が収入に移行すると仮定。
2. チェコ、ポルトガル、米国：収入が低いほど給付発生率が高く、収入が高いほど低い。
3. デンマーク：準強制加入の職域年金における一般的な掛金率。
4. フィンランド：高齢になるほど給付発生率が高い。
5. フランスおよびギリシャ：データは 2 つの異なるプログラムを合わせたもの。
6. フランス：職域年金では、収入が高いほど給付発生率が高い。
7. フランス：1 つめの上限は国の年金制度に関連しており、2 つめの上限は ARRCO でモデル化されている強制加入職域年金に関連。
8. ギリシャ：公的部門の労働者の年金増額に合わせた過去所得の再評価。

9. ギリシャ：最大限の年金から計算した実質的な上限。
10. イタリア：低額の年金の場合は物価に対するインデクセーションは 100% となり、高額の場合は物価の 90% または 75% となる。
11. ルクセンブルグ：拠出期間が長いほど給付発生率が高い。
12. メキシコ：最低賃金の 5.5% という追加的拠出が基礎年金であるとされている。
13. オランダ：加入する職域年金によって給付発生率に違いがある。
14. オランダ：基準給与は、職域年金の約 3 分の 2 では平均給与、3 分の 1 では最終給与。
15. ポーランド：過去所得の再評価は実質賃金の伸びに応じているが、物価上昇にも応じている。
16. ポルトガル：年金額が低いほどインデクセーションは物価に対して相対的に高くなり、逆もまた同様である。GDP 成長率が高くなるほど、インデクセーションはより大幅なものとなる。
17. スペイン：勤務の初期については給付発生率が高く、後期になるほど低くなる。
18. スウェーデン：個人プランの掛金率は 2.5% で、最大でも公的制度の上限までとなる。準強制加入の職域年金の場合、掛金率は低収入層が 4.5%、高収入層が 30% で上限はない（民間部門労働者向けの最も大きな制度において）。
19. 英国：低収入での給付発生率が最も高く、次第に低くなった後、再び高くなる。
20. 米国：60 歳で収入に合わせた過去所得の再評価、60～62 歳では調整をせず、62 歳から 67 歳では物価にあわせた過去所得の再評価を行う。

StatLink  <http://dx.doi.org/10.1787/888932372336>

要旨

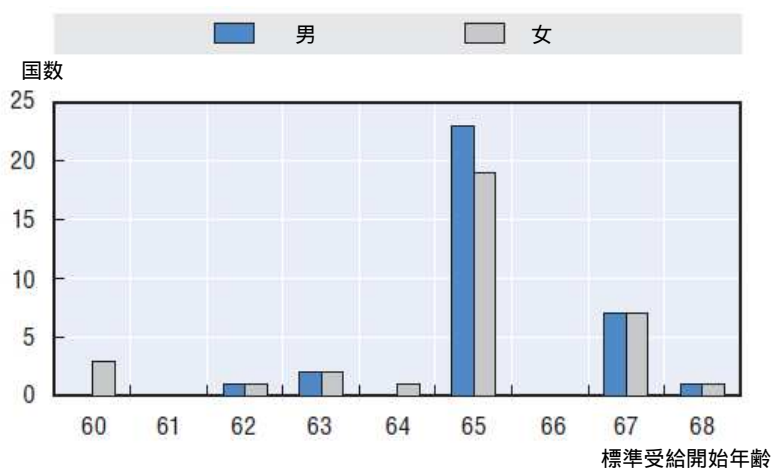
退職し、年金を受け取る資格に関するルールは非常に複雑であり、政府の相反する目的が見え隠れすることがある。一方で、多くの（国の）年金改革において、人口の高齢化に伴い長期勤続を奨励することが顕著な特徴となっている。他方では、政府は脆弱で高齢まで仕事を続けることができなさそうな労働者を保護することにも関心を払っている。

3 ページ先の表は、長期的な見通しを反映した、年金制度における標準退職、早期退職、定年後退職のルールを、法制化されているもののまだ施行されていない変更を含めて示している。これらのパラメーターは、本レポートのパート II.2 にある年金受給資格のモデル化やパート I.3 の中の特別章「年金の退職インセンティブ」における詳細な分析と整合するものとなっている。34 カ国のうちの 15 カ国では、退職後所得の構成要素ごとに異なるルールが適用されているため、それらについては別々に表示している。


年金の標準受給開始年齢

OECD 加盟国の 3 分の 2 が既に年金の標準受給開始年齢を 65 歳としている、或いは将来的にそうするように計画している。予定しているうちの 4 カ国では、女性の標準受給開始年齢は（男性より）低くなる予定であり、チリ、イタリア、ポーランドでは 60 歳、スイスでは 64 歳になる予定である。男性の受給開始年齢を 65 歳未満にしようと計画しているのは、エストニア、スロバキア、スロベニアの 3 カ国のみである。

男女別の標準受給開始年齢：長期的な計画



出所：パート III の国別プロフィール

StatLink  <http://dx.doi.org/10.1787/888932370816>

8 カ国が、男女の標準受給開始年齢を 65 歳超にすることを予定している。現時点ではアイスランドとノルウェーのみが 67 歳になっているが、オーストラリア、デンマーク、ドイツ、米国では将来的に 67 歳にすることを計画しており、英国は更に上の 68 歳にする計画である。

早期退職

デンマーク、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、トルコ、英国の 7 カ国では、年金制度における強制加入部分においては早期退職を認めない予定である。他のケースにおいては、早期退職が特定の制度に限定されており、オーストラリア、チリ、アイスランドでは強制加入の私的年金に限定されている。またカナダとスウェーデンでは、基礎年金やターゲット年金での早期退職制度が存在していない。

早期退職者に対する給付は、年金支払い期間が長くなることを反映して減額されるのが一般的である。(表中の制度のうち) 3 つのケースのみにおいて、早期退職者に対する給付が減額されない(ただし、一定の資格条件を満たした場合)。別の 3 つのケースでは、早期退職に対して(条件によっては)減額が行われない場合がある。

確定給付型およびポイント制の多くでは、調整は単に年金制度(設計)のパラメーターとなっており、給付額は定年までの各 1 年につき何%を減額する、という形で行われる。イタリアとスウェーデンの見なし DC における早期退職および定年後退職に対する調整方法は明示的ではない(もう一つの見なし DC を持つポーランドでは早期退職が認められていない)。しかしながら累積した見なし勘定残高を年金に換算する際に使われる年金給付率や換算率の違いから調整率を計算することが可能であり、それらは年齢別の予測死亡率や年金換算に使用される割引率などを基礎としている。

調整の規模には(国によって)著しい違いがある。通常の場合での減額率が最も大き

いのはカナダ(6.0%から7.2%に上昇予定)とフィンランドである。しかしながらチェコ(早期退職が可能な最も若い年齢で退職した場合)とスペイン(拠出年数が少ない場合)ではより大幅な減額が行われる場合がある。ベルギー、フランス、ドイツ、ギリシャ、ルクセンブルグなどの場合、一定の拠出年数があれば給付は減額されない。平均減額率は、定年までの1年につき4.4%である(異なる環境にある各国の数字を適宜平均化したもの)。

定年後退職

ほぼすべての国で、年金の標準受給開始年齢以降に年金の(受給)請求を繰り下げることができる。典型的な例では、給付額は繰り下げた1年につき平均4.8%増額される。しかしながら、一般的には標準受給開始年齢以降において、労働所得と年金所得を合算して受け取ることが可能であるため、増額率の大小は労働を継続することへの金銭的なインセンティブにはほとんど影響しないと考えられる。

参考文献

Queisser, M.および E.R. Whitehouse (2006 年)、「Neutral or Fair? Actuarial Concepts and Pension-System Design」社会、雇用、移住に関するワーキング・ペーパー第40号、OECD 出版局、パリ。

Whitehouse, E.R. (2010 年)、「Decomposing Notional Defined-Contribution Pensions: Experience of OECD Countries' Reforms」社会、雇用、移住に関するワーキング・ペーパー第109号、OECD 出版局、パリ。

受給開始年齢と早期退職および定年後退職の扱い

(長期的な計画下におけるすべての強制加入および準強制加入制度を対象)

	スキーム	早期退職年齢	減額率 (%)	通常退職年齢	増額率 (%)
オーストラリア	T	n.a.		67	0.6-3.6 ¹
	DC	60	-	67	-
オーストリア	DB	62M/60F	4.2	65	4.2
ベルギー	DB	60 ²	0.0	65	0.0
カナダ	Basic/T	n.a.		65	
	DB	60	7.2	65	8.4
チリ	Basic/T	n.a.		65	
	DC	規定年齢なし ³	-	65/60	-
チェコ共和国	DB	60M/59-60F ⁴	5.3/8.9 ⁵	65M/62-65F ⁴	8.9 ⁵
デンマーク	Basic/T	n.a.		67	5.6 ⁶
	DC	n.a.		67	-
エストニア	Points	60 ⁷	4.8	63	10.8
	DC	60	-	63	-
フィンランド	T	62	4.8	65	7.2
	DB	62	7.2/0.0 ⁷	65	0.0/4.8 ⁸
フランス	DB	56-60 ⁹	0.0/5.0	65	5.0
	DB (Occ)	55	4.0-7.0 ¹⁰	60	0.0
ドイツ	P	63	3.6/0.0 ¹¹	67	6.0
ギリシャ	DB	規定年齢なし /55/60 ¹²	0.0/6.0 ¹³	65	0.0 ¹³
ハンガリー	DB	63	3.6/4.8 ¹⁴	65	6.0
	DC	63	-	65	-
アイスランド	Basic/T	n.a.		67	
	DB (Occ)	62	7.0 ¹⁵	67	6.0 ¹⁵
アイルランド	Basic/T	n.a.		66/65	n.a.
イスラエル	Basic/T	62 ¹⁶		67	
	DC			67	-
イタリア	NDC	規定年齢なし /61 ¹⁷	2.3-2.9 ¹⁸	65M/60F	0.0/2.6-2.9 ¹⁸
日本	Basic/DB	60	6.0	65	8.4
韓国	DB	60	6.0	65	6.0
ルクセンブルグ	DB	57/60 ¹⁹	0.0	65	n.a.
メキシコ	Min	60 ²⁰	0.0	65	0.0
	DC	規定年齢なし /60 ²⁰	-	65	-
オランダ	Basic	n.a.		65	n.a.
ニュージーランド	Basic	n.a.		65	n.a.
ノルウェー	DB	62	3.8-4.7 ²¹	67	4.9-5.4 ²¹
	DC	n.a. ²²		67	-
ポーランド	NDC	n.a.		65M/60F	4.3-4.8M/3.7-4.2F ²³
	DC	n.a.		65M/60F	-
ポルトガル	DB	55	4.0-6.0 ²⁴	65	4.0-12.0 ²⁵
スロバキア共和国	P	60 ²⁶	6.5	62	6.5
	DC	60	-	62	-
スロベニア	DB	58 ^{27, 29}	1.2-3.6	63 ²⁸	0.0 ²⁹
スペイン	DB	61	6.0-7.5 ³⁰	65	2.0/3.0 ³¹
スウェーデン	T	n.a.		65	
	NDC	61	4.1-4.7 ³²	65	4.9-6.1 ³²
	DC	55/61 ³³	-	65	-
スイス	DB	63M/62F	4.5 ³⁴	65M/64F	5.2-6.5
	DB (Occ)	60M/59F ³⁵	2.9 ³⁶	65/64	2.9 ³⁶
トルコ	DB	n.a.		65	0.0
英国	Basic/DB	n.a.		68	10.4 ³⁷
米国	DB	62	5.0/6.7 ³⁸	67	8.0


受給開始年齢と早期退職および定年後退職の扱い（続き）

注：データは小数点第2位以下を四捨五入し、第1位まで表示。定年延長退職の計算では、退職の最高年齢を70歳と想定。

DB=確定給付型、DC=確定拠出型、n.a.=早期退職または年金の繰延が利用不可。Occ=職域年金、T=ターゲット年金。年金受給開始年齢が男女で異なる場合は、M/Fとして表示。- =DCスキームにおいて、早期退職および定年後退職について自動的に調整された給付額。

1. 年金ボーナスは、老齢年金受給額の9.4%に繰延年数の二乗を掛けた金額が一時金として支給される。他の国と比較できるように、老齢年金給付額に対する割合として表示している。数字は1年および5年それぞれの繰り延べについて、年率換算したものである。最近の改革によってこれが「労働ボーナス」に置き換えられ、労働収入と年金の受給を組み合わせることが容易になった。
2. 拠出期間が35年に達すると、数理的な減額なしで早期退職が可能。
3. 最大目標給付の80%以上のDC給付と70%以上の所得代替率が必要。
4. 女性の年金受給開始年齢は子供の数によって異なる。
5. 早期退職の最初の2年間については合計の給付発生率が3.6%削減され、それ以降は6%削減される。定年後退職の場合は、延長した1年につき合計の給付発生率が6%上昇。表中の数字は、累積給付発生率が65歳で67.5%となるようなフルキャリアの労働者について計算されたものである。
6. 調整は、年金が引き出される年齢における平均余命の逆数をベースにしている。2040年における68歳時の推定平均余命は17.9年である。
7. 退職し、かつ15年間の資格要件を満たしている場合、公的年金は標準的な年齢に達する最大3年前に受給請求することができる（すなわち、長期的には60歳から）。
8. 調整は62歳から63歳まで適用される。調整の代わりに、63歳から68歳までは拠出1年につき収入の4.5%が発生給付となる（他の年齢では給付発生率は1.5%）。定年後退職の場合、表中の調整率は68歳以降に適用される。
9. 満額の年金には41年間の拠出が必要となる。60歳退職時に給付が減額されないためには、この拠出条件を満たす必要がある。60歳より前に退職して減額とならないケースは、16歳未満で就労し42年間の拠出を続けた人が65歳で退職する場合や、17歳未満で就労し40年間の拠出を続けた人が59歳で退職する場合など様々。
10. 満額の給付には40年間の拠出が必要。給付額は最初の3年については4%、次の2年については5%削減される。60歳未満での退職における減額幅は拠出年数によって決まる。
11. 63歳での退職には35年間の拠出が必要であり、3.6%が減額される。（67歳ではなく）65歳での早期退職において数理的な減額が行われないためには45年間の拠出が必要。
12. 拠出期間15年で60歳退職する場合、および、拠出期間35年で55歳退職する場合は、65歳前の各年の給付額が6%減額される。どの年齢で退職しても削減されないようにするには37年間の拠出が必要。最近発表された改革では、早期退職が60歳に制限される予定。
13. 繰延期間中は給付発生率の増加があるが（若年の2.2%に対し、3.3%）既に発生した給付額は増加しない。
14. 早期退職には37年間の拠出が必要。
15. スキームによって調整率は異なり、表中には一般的なレートが示されている。
16. 拠出年数が受給要件期間を10年以上超過している場合、標準年齢より最大5年前倒して早期退職年金の受給が可能。拠出期間が満額の年金受給に必要な拠出期間を10年以上超過している場合、標準退職年齢から最大5年前倒して部分的な早期退職年金の受給が可能。
17. 拠出期間が40年に達すれば何歳でも退職が可能であり、36年間拠出すれば61歳から退職が可能。
18. 政府が提示した2048年における予測変換係数から計算した早期退職の調整率を表示。65歳以降の変換係数は一定であるため、定年後退職しても給付額は増加しない。
19. 57歳で退職するには40年間の実際の（強制、任意によらず）拠出が必要。実際の、或いはクレジットされた拠出年数が40年の場合、60歳で早期退職が可能。
20. 60歳での早期退職は、1250週（約25年間）の拠出が条件。年金が最低保証額を少なくとも30%上回っている場合、DC年金は何歳でも受給可能。
21. 政府による平均余命に関する係数から計算。これによると70歳以降での増額率は上昇。
22. 62歳からの受給を認めるべきかどうかについての議論が現在行われている。
23. 男女合算の予測平均余命より計算。男性については66～70歳、女性については60～65歳の指標を使用。
24. 早期退職の調整率は1年につき6%であるが、拠出期間が30年以上の場合、30年超過後は3年ごとに調整の対象となる年数が削減される。4%という率は、拠出期間が30年以上の人の3年間の平均。
25. 増額率は拠出年数によって決まり、拠出15～24年で最低水準の4%、40年以上で最高水準の12%となる。
26. 早期退職は、年金受給額が生活保護水準の1.2倍を超えることも条件となる。
27. 58歳での早期退職には40年以上の拠出が条件となる。年金が満額になる年齢未満で退職した場合、減額率は1年当たり、58歳で3.6%、59歳で3%、60歳で2.4%、61歳で1.8%、62歳で1.2%となる。
28. 拠出期間が20年以上の男性は63歳で退職可能。拠出期間が15年間の場合の年金受給開始年齢は65歳。女性の場合は満額の年金の受給開始年齢は2023年に61歳となる予定であり、20年間の拠出が条件となる。
29. 満額の年金の受給開始年齢までの期間およびそれ以降期間において追加拠出を行うことで、給付発生率が上昇する。早期退職年齢から標準退職年齢までの期間においては、年間の給付発生率は1年目が3%、2年目が2.6%、3年目が2.2%、4年目が1.8%、以降は1.5%となる。満額の年金の受給開始年齢以降に退職を繰り延べた場合、給付発生率は1年目が3.6%、2年目が2.4%、3年目が1.2%となる。
30. 減額率は拠出年数によって決まる。30～34年で7.5%、35～37年で7%、38～39年で6.5%、40年以上では6%である。

31. 増額率は拠出年数によって決まる。拠出期間が 40 年未満の場合は 2%、40 年以上の場合は 3%である。
 32. 実質的な調整額は、2040 年における予測死亡率、法定割引率である 1.6%、賃金上昇率をマイナス 1.6%とした年金支給額へのインデクセーションをもとにした年金の計算額から算出される。それにあたっては、年金を請求する前に死亡する人の勘定残高の分配も同じ死亡率を使って考慮に入れる。
 33. 強制加入の DC（プレミアム年金）における 61 歳での早期退職および準強制加入の職域 DC における 55 歳以降での早期退職が対象。
 34. 満額の年金受給には、男性で 44 年、女性で 43 年の拠出期間が必要。フルキャリア労働者の場合、早期退職に関する 6.8%の減額率のうち、約 2.3 パーセント分は拠出年数の減少分であり、残りは数理的な調整分である。
 35. 早期退職の給付額は制度によって異なっている。表中の率は法定の最低率である。
 36. 個人ごとに累積した受給権は退職時に年金に換算される。65 歳時の年金給付率は 6.8%に低下する予定。定年前の各 1 年につき年金給付率が 0.2 パーセント削減される。定年後退職については各制度が独自ルールを自由に設定することができるが、政府のガイダンスによれば 1 年の繰り下げにつき、給付額の変化率を 0.2 パーセントとすることになっている。
 37. 給付額を増額する代わりに、繰り下げた年金と利息の合計を一時金としての受給することができる。
 38. 早期退職において定年の直前 3 年間の減額率は 6.67%で、それより前の期間の減額率は 5%である。
- 出所：本レポートのパート III の国別プロフィール

StatLink  <http://dx.doi.org/10.1787/888932370816>

原文は OECD により英語およびフランス語で発行された以下の文書:

Partial translation of : Pensions at a Glance 2011 Retirement-income Systems in OECD and G20 Countries

Traduction partielle de : Panorama des pensions 2011 Les systèmes de retraites dans les pays de l'OCDE et du G20

© 2011 OECD

All rights reserved.

(日本語版) © 2012 社団法人日本年金数理人会

論文募集について

本誌では、下記要領にて論文を募集いたします。

1. 応募テーマ

企業年金の制度、財政、会計、税制、投資理論、ファイナンス等に関する内容ははじめ、公的年金、社会保障等も含めた広く年金に関する内容を対象とします。

例：

- ・ 人口減少・高齢社会における公私年金の役割と運営のあり方
- ・ 退職給付の債務・費用の測定のあり方
- ・ 企業年金の本質と今後の企業年金のあるべき姿
- ・ 終身年金の効用と普及のための課題

2. 応募資格

企業年金に関心のある方ならどなたでも結構です。年齢、国籍を問いません。また、団体等共同執筆による応募も可とします。

3. 応募方法概要

(1) 論文は、次の書式等とします。

- ・ A4 判横書き 5～10 頁程度、1 頁 40 字×36 行、日本語
- ・ 表やグラフは最小限
- ・ 他から引用した部分や統計は出所を明示
- ・ 氏名、住所、電話番号、FAX、メールアドレスを記載

(2) 未発表の論文又は既発表の論文としますが、既発表の論文の場合には、発表先の了解を予め得てください。

(3) 提出された論文は返却しません。

(4) 日本年金数理人会調査研究委員会にて、掲載の可否を決定いたします。

4. 企業年金研究賞論文について

日本年金数理人会では、JSCPA 調査報掲載の論文の中から、優秀な作品について企業年金研究賞を授与します。

詳細が決まりましたら、別途お知らせをいたします。

5. 論文送付先

お問合せ・応募先

社団法人 日本年金数理人会 調査研究委員会

〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビルB1階

電話 03-5442-0208 FAX 03-5442-0700

ホームページ <http://www.jscpa.or.jp/>

電子メール mitann#208@jscpa.or.jp

ご意見・ご要望について

日本年金数理人会調査研究委員会では、会員の皆様からの本調査報への、ご意見、ご要望を受け付けています。

調査報の内容、今後取り上げてほしいテーマなど、ぜひお寄せください。

ご意見・ご要望の送付先

社団法人 日本年金数理人会 調査研究委員会

〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビルB1階

電話 03-5442-0208 FAX 03-5442-0700

ホームページ <http://www.jscpa.or.jp/>

電子メール mitann#208@jscpa.or.jp

2013年1月発行

発行者 社団法人日本年金数理人会

〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビルB1階

電話 03-5442-0208 FAX 03-5442-0700

ホームページ <http://www.jscpa.or.jp/>

電子メール mitann#208@jscpa.or.jp

編集 社団法人日本年金数理人会 調査研究委員会